に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、当該放送業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43号及び第5.43A号を適用する。ベリーズ及びメキシコでは、この周波数帯でのＩＭＴの使用は2018年12月31日より前には開始せず、隣接国との合意がある場合にあっては延長することができる。

第２の国際周波数分配の脚注5．３０９中「コスタリカ、」及び「及びホンジュラス」を削り、同脚注5．３１２中「グルジア」を「ジョージア」に改め、「並びに830－862MHzの周波数帯」及び「、830－860MHzの周波数帯は2012年12月31日まで、また」を削り、同脚注5．３１２Ａ中「決議第232（ＷＲＣ－12）」を「決議第760（ＷＲＣ－15）」に、「ＷＲＣ－12、改」を「ＷＲＣ－15、改」に改め、同脚注5．３１３Ａ中「バングラデシュ」を「オーストラリア、バングラデシュ、ブルネイ、カンボジア」に改め、「大韓民国」の次に「、フィジー」を、「インド」の次に「、インドネシア」を、「日本」の次に「、キリバス、ラオス、マレーシア、ミャンマー」を加え、「及び」を「、ソロモン、サモア、」に改め、「シンガポール」の次に「、タイ、トンガ、ツバル、バヌアツ及びベトナム」を加え、同脚注5．３１３Ｂから5．３１６Ａまでを次のように改める。

5.313B（未使用）

5.314（未使用）

5.315（未使用）

5.316（未使用）

5.316A（未使用）

第２の国際周波数分配の脚注5．３１６Ｂ中「一次的基礎による」及び「、2015年６月17日から発効し」を削り、「ＷＲＣ－12」を「ＷＲＣ－15」に改め、同脚注5．３１７中「及びアメリカ合衆国」を「、アメリカ合衆国及びメキシコ」に改め、同脚注5．３１７Ａ中「698－960MHzの周波数帯」の次に「、第一地域での694－790MHzの周波数帯」を加え、「必要に応じて、決議第224(ＷＲＣ－12、改）及び決議第749（ＷＲＣ－12」を「場合により、決議第224（ＷＲＣ－15、改）、決議第760（ＷＲＣ－15）及び決議第749（ＷＲＣ－15」に改め、同脚注5．３２５Ａを次のように改める。

5.325A

業務の種類の地域差：アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、エクアドル、第二地域のフランス海外県、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラでは、902－928MHzの周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務に分配する。コロンビアでは、902－905MHzの周波数帯を、一次的基礎で陸上移動業務に分配する。

第２の国際周波数分配の脚注5．３２７Ａ中「ＷＲＣ－12」を「ＷＲＣ－15」に改め、同脚注5．３２８Ａの次に次のように加える。

5.328AA

1087.7－1092.3MHzの周波数帯は、国際航空標準に従い運用されている航空機送信機からの放送型自動位置情報伝送・監視（ＡＤＳ－Ｂ）の発射を受信する宇宙局に限定して、一次的基礎で航空移動衛星（Ｒ）業務（地球から宇宙）にも分配する。航空移動衛星（Ｒ）業務で運用する局は、航空無線航行業務で運用する局からの保護を要求してはならない。決議第425（ＷＲＣ－15）を適用する。

第２の国際周波数分配の脚注5．３３８Ａ中「ＷＲＣ－12」を「ＷＲＣ－15」に改め、同脚注5．３４１の次に次のように加える。

5.341A

第一地域では、1427－1452MHz及び1492－1518MHzの周波数帯は、決議第223（ＷＲＣ－15、改）によりＩＭＴを導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。ＩＭＴの無線局の使用は、無線通信規則第5.342号により航空遠隔測定のために使用する航空移動業務に関して無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件とする。

5.341B

第二地域では、1427－1518MHzの周波数帯は、決議第223（ＷＲＣ－15、改）によりＩＭＴを導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5.341C

第三地域では、1427－1452MHz及び1492－1518MHzの周波数帯は、決議第223（ＷＲＣ－15、改）によりＩＭＴを導入しようとする主管庁によって特定される。1429－1452MHz及び1492－1518MHzの周波数帯においてＩＭＴを導入する前述の主管庁によってなされるこれらの周波数帯の使用は、航空移動業務の局を使用している国から無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件とする。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

第２の国際周波数分配の脚注5．３４２中「並びにブルガリアでは1525－1535MHzの周波数帯」を削り、同脚注5．３４６を次のように改める。

5.346

アンゴラ、ボツワナ、中央アフリカ、チャド、コンゴ共和国、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ガンビア、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モザンビーク、セネガル、ザンビア、モーリシャス、セーシェル、ブルンジ、ケニア、ルワンダ、タンザニア、ウガンダ、ガボン、ギニア、ブルキナファソ、ガーナ、ベナン、カメルーン、南アフリカ共和国、ヨルダン、クウェート、レソト、レバノン、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、スーダン、南スーダン、ジンバブエ、トーゴ、チュニジア、パレスチナ、カタール、モロッコ、スワジランド、ナミビア、モーリタニア、バーレーン、ジブチ、エジプト、アルジェリア、サウジアラビア、アラブ首長国連邦及びイラクでは、1452－1492MHzの周波数帯は、決議第223（ＷＲＣ－15、改）によりＩＭＴを導入しようとする前述に掲げた主管庁によって特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。ＩＭＴの導入によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.21号に基づいて得られる、無線通信規則第5.342号により航空遠隔測定のために使用する航空移動業務に関する合意が条件になるものとする（決議第761（ＷＲＣ－15）参照）。

第２の国際周波数分配の脚注5．３４６の次に次のように加える。

5.346A

1452－1492MHzの周波数帯は、決議第223（ＷＲＣ－15、改）及び決議第761（ＷＲＣ－15）によりＩＭＴを導入しようとする第三地域の主管庁によって特定される。ＩＭＴを導入する前述の主管庁によるこの周波数帯の使用は、航空移動業務の局を使用している国から無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件とする。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

第２の国際周波数分配の脚注5．３５２Ａ中「、タンザニア」を削り、同脚注5．３５９中「、オーストリア」を削り、「、グルジア、ギリシャ」を「、ジョージア」に改め、「、タンザニア」を削り、同脚注5．３６２Ｂ及び5．３６２Ｃを次のように改める。

5.362B（未使用）

5.362C（未使用）

第２の国際周波数分配の脚注5．３８８２中「、タンザニア」を削り、同脚注5．３８８４Ａ中「ＷＲＣ－07」を「ＷＲＣ－15」に改め、同脚注5．３８８６中「第二地域」の次に「(メキシコを除く。)」を加え、同脚注5．３８８７中「グルジア」を「ジョージア」に改め、同脚注5．３８８８中「ＩＭＴ－2000」を「ＩＭＴ」に、「ＷＲＣ－97」を「ＷＲＣ－15」に、「ＷＲＣ－2000」を「ＷＲＣ－15、改」に改め、同脚注5．３９１中「ＳＡ．1154」を「ＳＡ．1154－0」に改め、同脚注5．３９３中「、インド及びメキシコ」を「及びインド」に、「ＷＲＣ－03」を「ＷＲＣ－15」に改め、同脚注5．４０１中「、ブルンジ」を削り、同脚注5．４１７Ａから5．４１７Ｄまでを次のように改める。

5.417A（未使用）

5.417B（未使用）

5.417C（未使用）

5.417D（未使用）